

発行所
秋田県北秋田郡
合川町役場
合川町公民館
(役場総務課 T 4)
(公民館 T 62)

進められる意見調整

議 会 全 員 協 議 会

月一日をもって、合川東中学校に合川北中学校を合川西中学校に合川南中学校をそれぞれ統合し、更に両校舎が老朽の際、又は町行財政が可能な場合は将来の目標を一校統合におく。

③両案とも用地及び整地費は寄附を求める

全員協議会ではこの案件に基いて協議したが、一案に賛成のもの、一案を撤回すべきだとするものがあり種々議論の末、一案及び一案が不可能の場合を中心に、

員会、町教育委員会及び町当局で企画し、町議会全員協議会との密接な連携のもとにこれを行うことになつた。	代表とする十七名の陳情があり統合中学校を一校とし東館森(合川西小学校附近)に決定されたい趣旨が述べられた。	統合中学校についての座談会日程
七月一日	午前九時 南中学校 午後二時 西中学校	七月二日
午前九時 北中学校 午後二時 東中学校	六月二十六日の町当局、町議会教育民生委員会、町教育委員会、町教育委員会及び町当局で企画し、町議会全員協議会との密接な連携のもとにこれを行うことになつた。	議会議案を審議する

意見にはならない結果となりましたが、町当局や町教育委員会ではこれを大いに参考にし、教員の考えを優先した統合後の施設と内容に充分なる措置をとつて行くこうとしているわけであり

2 南中学校に橋梁が永久橋になり且つ生徒数が減少して四学級以下になるおそれがあるまで存続し、その後統合する。

3 通学徒歩六キロを越える生徒の通学には特別に措置する。

統合するものとし、合川南中学校は橋梁事情等を考慮し昭和四十一年度まで現状のままとし、統合された中学校とともにそれぞれ教育施設の充実を期し、昭和四十二年度において全町一校の統合中学校を実現するものとする。	1 統合過程の学区域の定めを厳にし越境入学を認めないこと
ただし現学区域住民の一致した意見により合川南中学校の統合を繰り上げ又は繰り下げることができるものとする。	2 教育効果に必要な細部の計画は教育委員会及び学校当局の意見を最大限考処するものであること
なお通学距離がおおむね六料をこえる区域には通学に対する特別の措置を行うものとする。	3 小学校の修理等が緊急を要するので年間経費百万円位で年次整備計画を樹立すること

4 住民への説明方式は町議会協議会で協議の上連絡することとし、町当局、町議会と意志の流通を図り、審議日程は町議会と併行するようにすること

① 統合方式が不可能の場合、昭和三十六年四

中学校の統合とは

―その経過と実情―

解説

合川町の各中学校は極めて小規模で、いろいろな教育的観点からみて、その統合が考えられておりました。町村合併前に落合村の協議で組合立中学校を建築すべく進められ、その位置は概ね合川駅前、現在の宮住宅から営林署布地あたりが考慮されました。当時はもちろん直線道路（町道合川中央線）も出来ていないので、阿仁川橋を経

由しての立地条件での話し合いでしたが、やはり各村の旧村愛着心が主体となり、落合村は過ぎ駄目になり、落合村は独立中学校を建てました。上大野村はその後独立中学校の必要性を認め、下大野村に呼びかけましたが、これも位置の問題で話し合いが成立せず、上大野村も独立中学校を建築しました。そして町村合併となり、合川町では結果として東、西

[illegible]

委員は町内各小中学校施設を視察して、各小中学校施設の整備に関する学校長の意見を聴き懇談会を催しました。

町当局は財政についての責任者として急速に新築する一校統合は財政的に不可能なので

1 東北兩校を東中学校へ、西南兩校を西中学校へ統合して同規模の中学校を二校にする

2 東西北三校を東西学校に統合して南中はそのまま充実する。

そして、二案とも概ね二千万位の規模で二カ年計画で行いたい、との粗案をも

育委員会に説明し検討を願うとともに、町議会に同様の理由を説明して統合に関して協力を懇請したのであります。

この場合の粗案が調整不可能な場合は前記の東北、西南の二校を検討するよう要望してあります。

ここで統合中学校を実施した場合の長所と短所を説明してみると、

1 個人の通学費用がかさむ

2 文部省が基準とする徒歩で六キロ以内の生徒でも自転車通学をする者がある。

3 雨具等が完備されなければならない。

昭和三十一年度	
事業内容	金額
普通教室四〇四、四坪	三〇、〇〇〇円
廊下二六、一〇	七八三
便所二、〇	三六〇
事務費	一、六四〇
計	一四、九一五
財源	起債
一般財源	一、〇〇〇千円
	三、九一五

昭和三十一年度	事業内容	廊下 八坪	管理棟 五三〇	特別教室 八二五	便所 二五	事務費	計	財源
	單価	三〇、〇〇〇円						起債
	金額	二六四千元	一、五九〇	二、四七五	七五	六四六	五、〇五〇	一般財源
								二、〇〇〇千元
								三、〇五〇

したのであります。南、西、北の委員は将来西地区に中学校を統合することに協力を約束し、東地区には東地区が中学校の統合に反対であったので当分現状のままでゆくことを約したのであります。

もちろん、これらは公式には取扱われておりませんが、困難な問題は合併後に話し

撤回になったのであります。町では町議会、町教育委員会とともに昨年十二月から今年三月まで、この問題を検討するため何回も協議を重ね、中学校教員の意見を聴取するなどして論じ合つた末に、中学校の統合は町

の財政に多大の関連があり、教育効果や住民感情の調整べきだとの意見が多数で、決されたのであります。

が多々あるのであります。新規一校新築のため紛糾してまでも統合を促進した

市政を無視してまでも新築に着手したりする危険を

の案は既報の通り

五月臨時町議会で教育

果を優先し、統合を促進

の意見が多数で

決されたのであります。

か つていたのでありますが、その理由は、新規統合中学校を新築するとすれば概算一億円はかかるので、現在の町財政ではとてもできない相談なわけだからであります。	4 その生徒によつて体力的に疲れる。
効 因に一億円とは、町全部の財政規模の二カ年分であり、町民一世帯当りの負担は五万円となります。	5 校外生活の把握が困る。 等が短所となるようです。 長所としては 1 教育施設の充実と競争意識が高くなり教育的集団生活が将来社会人としての生活にプラスする。 2 教育が増加し、たとえば

(二面へ続く)

昭和三十一年度				昭和三十六年度			
工 事 内 容	単 価	金 額	工 事 内 容	単 価	金 額		
東中学校 普通教室、特別教室 廊下、便所 二五、五坪	三、〇〇〇 円	六、一七三 千円	東中学校 職員室、便所、玄関 五六、五坪	三、〇〇〇 円	一、六九五 千円		
西中学校 普通教室、特別教室 職員室 二三〇坪	三、〇〇〇	六、九〇〇	西中学校 木工室、便所 五〇、〇	三、〇〇〇	一、五〇〇		
事 務 費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	事 務 費	一、〇〇〇	一、〇〇〇		
計	一五、〇七三	一五、〇七三	計	四、一九五	四、一九五		
財 源	起 債 一般財源 一、〇〇〇千円 四、〇七三		財 源	起 債 一般財源 二、〇〇〇千円 二、一九五			

町では、教育の重要性が、市民からみて、町議会教育民生常任委員、町内各小中学校校長教頭と合同協議会を開催し、教育の見地からみた合川町の中学校の施設のあり方の検討を加えることにし、校長教頭会の意見を質して重要な参考とすることとなつたのであります。

そこで各中学校では職員会議等を通じ、教員の立場からの意見が集められ、それら

次善の方法として、最高約二千万円の投資にとどめようとし、この二千万円は町民一世帯当りの負担が一万円であるが、これを町全部の年間財政規模の中から節減してその大部分を借入金（起債）に充てようとする計画なのであります。

この二千万円でも年間町財政規模の四割に当り今後の

②財政計画	昭和三十五年度完成は財政上困難なので二カ年継続事業とする。	更に新規一校に建築することとの比較等の総合的な立場から経過と状況を報告する意味の公聴会のようなものを各学区毎に開催することとなり、委細は翌二十六日に町議会教育民生常任委員会、町教育委員会及び町岱部落委員長庄司修一氏を代表とする十七名の陳情があり統合中学校を一校として決定されたい趣旨が述べ	育委員会合同協議会で「統合中学についての座談会」を左記日程で開催して町民の与論を聴くことになり、統合中学校の方式やらその可否が公式に話し合われた
③両案とも用地及び整地費は寄附を求める	全員協議会ではこの案件に基いて協議したが、一案に賛成のもの、一案を撤回すべきだとするものがあり種々協議の末、一案及び一案が不可能の場合を中心に、	この提案を開くのが法的な順序だとする意見があつたしそのとおりであるが、運営の円滑を図るため異例の方	座談会日程 七月一日 午前九時 南中学校 午後二時 西中学校 七月二日 午前九時 北中学校 午後二時 東中学校

意見を総合した校長教頭集会の意見が教育委員会を通じて町当局に提出されたわけですが、この意見は現在想像される町外の統合のかるたちをそれぞれ検討し、その長所短所を指摘したもの、で結局統合の方法に対する意見にはならない結果となりましたが、町当局や町教育委員会ではこれを大いに参考にし、教員の考えを優先した統合後の施設や内容に充分なる措置をとつて行くとしてゐるわけであり、

財政負担は極めて大きく、町が今後橋梁の問題やら産業経済投資をすることに對して或る程度の圧迫をされることがあります。

そこで町当局では、種々検討を加えた結果、

- 1 東中学校に一校統合する
- 2 南中学校に橋梁が永久橋になり且つ生徒数が減少して四學級以下になるおそれがあるまで存続し、その後統合する。
- 3 通學徒歩六キロを越える生徒の通學には特別に措置する。

[illegible]

委員は町内各小中学校施設を視察して、各小中学校施設の整備に関する学校長の意見を聴き懇談会を催しました。

町当局は財政についての責任者として急速に新築する一校統合は財政的に不可能なので

1 東北両校を東中学校へ、西南両校を西中学校へ統合して同規模の中学校を二校にする

2 東西北三校を東西学校に統合して南中はそのまま充実する。

そして、二案とも概ね二千万位の規模で二カ年計画で行いたい、との粗案をも

育委員会に説明し検討を願うとともに、町議会に同様の理由を説明して統合に関して協力を懇請したのであります。

この場合の粗案が調整不可能な場合は前記の東北、西南の二校を検討するよう要望してあります。

ここで統合中学校を実施した場合の長所と短所を説明してみると、

1 個人の通学費用がかさむ

2 文部省が基準とする徒歩で六キロ以内の生徒でも自転車通学をする者がある。

3 雨具等が完備されなければ困る。

六年度		金	額
一、	二六四千元		
二、	五九〇		
三、	四七五		
四、	七五		
五、	六四六		
	〇五〇		
二、	〇〇〇千元		
三、	〇五〇		

したのであります。
 南、西、北の委員は将来西
 地区に中学校を統合するこ
 とに協力を約束し、東地区
 には東地区が中学校の統合
 に反対であつたので当分現
 状のままでゆくことを約し
 たのであります。
 もちろん、これらは公式に
 は取扱われておりませんが
 困難な問題は合併後に話し
 撤回になつたのであります
 町では町議会、町教育委員
 会とともに昨年十二月から
 今年三月まで、この問題を
 検討するため何回も協議を
 重ね、中学校教員の意見を
 聴取するなどして論じ合つ
 た末に、中学校の統合は町
 の財政に多大の関連があり
 教育効果や住民感情の調整
 べきだとの意見が多数で
 ともに行われなければなら
 ない決されたのであります
 が多々あるのであります
 新規一校新築のため紛糾
 してまでも統合を促進した
 りてまでも無視してまでも新
 校に着手したりする危険を
 この案は既報の通り

か つていたのでありますが、 その理由は、新規統合中学 校を新築するとすれば概算 一億円はかかるので、現在 の町財政ではとてもできな い相談なわけだからであり ます。	4 その生徒によつて体力的 に疲れる。
効 因に一億円とは、町全部の す 財政規模の二カ年分であり 合 町民一世帯当りの負担は五 万円となります。	5 校外生活の把握が困る。 等が短所となるようです。 長所としては 1 教育施設の充実と競争意 慾が高くなり教育的集団 生活が将来社会人としての 生活にプラスする。 2 教育が増加し、たとえ ば

(二面へ続く)

害の発生防止をはかるために制定したものである。

「国民安全の日」は、国民一人一人がその生活のあらゆる面において施設や行動の安全について反省を加えその安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活をおびやかす災害の発生防止をはかるために制定したものである。

……変更届け……
場町民課、南支所の戸籍
ますから未届けの方はさ
い。

町政メモ

住民登録は十四日
以内にすまそう

七月一日から七日までは

以内にすまそう

○転入して十四日以内に届け出ましょう。合

合川町内から町内へ引越した方は

世帯主が変わつたり、一つだつた世帯が二

に分かれたりまたはいつしよになつたとき
……変更届け……

届け出る用紙は、役場町民課、南支所の戸
係に備えつけてありますから未届けの方は

つそくお届けください。